

平成29年9月12日

株主および登録株式質権者 各位

大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号  
(平成29年9月19日以降の本店所在地)  
大阪市北区中之島三丁目2番4号  
堺商事株式会社  
代表取締役 赤水宏次

### 株式併合に関する公告

当社は、平成29年6月23日開催の第91回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として株式併合を行いますので、下記のとおり公告いたします。

#### 記

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1. 株式併合の割合           | 当社普通株式5株を1株に併合する |
| 2. 株式併合の効力発生日        | 平成29年10月1日       |
| 3. 効力発生日における発行可能株式総数 | 8,000,000株       |

以上

#### (ご参考)

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、平成29年10月1日をもって当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を決議しております。

これに伴い、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1,000株から100株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。